

学校で予防すべき感染症一覧

	病 名	出席停止の基準
第一種	ペストなど 12 種	完全に治癒するまで
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（3 日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他医師において感染の恐れがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
腸管出血性大腸菌感染症		
流行性角結膜炎		
急性出血性結膜炎		
コレラ		
細菌性赤痢		
腸チフス		
パラチフス		
その他の感染症（伝染性紅斑、手足口病、感染性胃腸炎、溶連菌感染症など）		
第三種		